

「知的財産推進計画 2017」の各施策の取組状況（抜粋）

2017年11月
内閣府
知的財産戦略推進事務局

注記

※各項目の頁番号は、「知的財産推進計画 2017」本文の頁番号

※取組内容の後の【数字】は、「知的財産推進計画 2017」工程表の項目番号

※取組内容中の（ ）内金額は、平成 30 年度要求額

[] 内金額は、平成 29 年度予算額又は平成 28 年度補正予算額

I. 第 4 次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築

3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進（P26）

【「知的財産推進計画 2017」の記述（概要）】

- オープン・イノベーションの進展が期待され、新たな競争力の源泉として「データ」の重要性が増す中、オープン&クローズ戦略を軸とした知財マネジメントを強化していくことが必要。標準化戦略については、標準化活動の中心がデジュール標準からフォーラム/コンソーシアム標準に変化し、領域融合的な提案が増加するなど、製品・技術で区分された従来型の業界団体や個別の企業での対応が困難となっており、官民の標準化体制の整備、強化が必要。あわせて、企業における標準化体制の整備強化や、事業・経営戦略と一体となった知財・標準化マネジメントを行うことができる人材の育成と確保が必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 企業・業界における標準化戦略の強化
 - ② オープン&クローズ戦略下での知財マネジメントの在り方

【関係府省の主な取り組み】

①企業・業界における標準化戦略の強化（P28）

- 1) 産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会において、新たな基準認証の在り方について検討し、統合的な官民標準化戦略等への取組が必要等とする報告書をもって 10 月に経済産業大臣へ答申した。答申を受け、工業標準化法（JIS 法）改正を検討中。（経済産業省）【40】
- 2) 先端技術や社会システム分野等に関する国際標準原案の開発・提案等を国立研究開発法

人等とも連携して実施中（平成 29 年度実施標準化テーマ：186 件）。（57.0 億円 [40.0 億円]）（経済産業省）【41, 45】

- 3) 自治体や金融機関等の幅広い関係者と連携した「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー数は 129 機関に増加（平成 29 年 10 月時点）。同制度の下、中堅・中小企業向け標準化活用セミナーを 17 回実施（平成 29 年 10 月時点）。同制度経由した中堅・中小企業等からの提案 31 件（平成 29 年 10 月時点）について、「新市場創造型標準化制度」を活用して標準化実施を決定（内 5 件が JIS 公示済）。（経済産業省）【42】
- 4) 国際標準化機関（ISO/IEC）で国際幹事や議長等を担う専門人材を育成するため、若手を中心とする人材を対象とした「ISO/IEC 国際標準化人材育成講座」（通称“ヤンプロ”）を実施（第 1 回：平成 29 年 8～9 月（卒業生 28 名）、第 2 回：平成 30 年 1～2 月（予定））。（経済産業省）【44】
- 5) 標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について、次期通常国会への弁理士法改正法案提出を視野に、産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会にて検討中。（経済産業省）【44】

②オープン&クローズ戦略下での知財マネジメントの在り方（P30）

- 1) 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、グローバル化を進める中小企業の経営層等の人材育成を目的に開発したケース教材等のダウンロードサービスの提供を開始するとともに、ケース教材を用いた活用促進セミナーを実施し、上述の教材等について広範な中小企業の経営陣、中小企業支援機関の支援人材による利活用を促進。（経済産業省）【47】
- 2) 産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会 中間とりまとめ（本年 5 月公表）において、第 4 次産業革命に対応した営業秘密の保護をはかるため、営業秘密管理指針・秘密情報保護ハンドブックに、法的保護を得るための条件、情報漏えい防止のための適切な管理の在り方に関する記載を充実させることを検討するとの方向性が示されたことを踏まえ、同分科会 不正競争防止小委員会等で具体的な内容について検討を進める。（経済産業省）【50】
- 3) 営業秘密管理のワンストップ支援の拡充のため、平成 27 年 2 月に独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に設置された営業秘密・知財戦略相談窓口での相談業務を継続するとともに、全国で「営業秘密・知財戦略セミナー」を開催。（経済産業省）【52】
- 4) 営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証円滑化のため、本年 3 月に開始した営業秘密情報等に関する電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期間保管するサービスについて、利用促進を図るため、関係団体と連携しセミナー等を通じた周知活動を実施。（経済産業省）【53】

II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進

1. 「攻め」の農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化 (P32)

【「知的財産推進計画2017」の記述(概要)】

- 「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化」が政府の重点施策となっている中、我が国農業の強みを生かした攻めの農業を展開するためには、知的財産を活用したビジネスモデルの確立やそれを支える知的財産マネジメントに取り組むことが重要。特に、昨今、食料産業のグローバル化や、日本の農林水産物のブランド化に伴い、海外における模倣品・海賊版の流通や技術流出が問題となっており、海外において農林水産分野の知的財産を適切に保護していくことは喫緊の課題。さらに、海外の市場を開拓し輸出力を強化していくためには、海外市場で広く活用されている標準・認証を活用し、訴求することが有効であり、我が国の強みのアピールにつながる形で標準化を進めることが必要。加えて、スマート農業の実現や研究開発における知財マネジメントの強化も重要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 地理的表示、地域団体商標など農業等関係知財の有効活用
 - ② JAS規格の戦略的な制定・活用等による農林水産分野における標準化の推進
 - ③ スマート農業の推進のための知財戦略
 - ④ 農林水産分野の研究開発における知財マネジメントの強化

【関係府省の主な取り組み】

①地理的表示、地域団体商標など農業等関係知財の有効活用 (P34)

- 1) 地理的表示(GI)保護制度の活用を促進し、GIを活用したジャパンプランドの輸出に貢献するため、普及啓発、活用支援、ビジネス化支援、海外での侵害対策等からなる総合的な支援を実施しており、次年度も引き続き総合的な支援を行うべく予算要求中。さらに、GIマークを活用したGI製品の円滑な流通を促進し、GI製品のビジネス化を支援するため、「広告、インターネット、外食メニュー等におけるGIマークの使用に関するガイドライン」を公表(平成29年7月)。(2.5億円[1.7億円])(農林水産省)【57】
- 2) GI改正法に基づく二国間等の国際協定の締結によるGIの相互保護に向けて、本年6月にベトナム社会主義共和国と農産品GIに係る協力覚書に署名。また、EUとは、本年7月に大枠合意した日EU・EPAにおいて、農産品・酒類のGI産品を高い水準で相互に保護することを確認。(農林水産省、財務省)【58】
- 3) 知財総合支援窓口において引き続き農林水産物に関する知的財産についての相談に対応するとともに、相談体制の充実を図るため、農政局・経済産業局・知財総合支援窓口の担当者、弁理士・弁護士を対象とした研修を実施(平成29年1月～6月は約400名が受講)。(農林水産省、経済産業省)【59】
- 4) 我が国で開発された品種の保護を強化するため、海外への品種登録出願経費の支援を行うとともに、育成者権取得に向けた出願マニュアルの作成、相談窓口の設置等総合的

な対策を実施。(5 億円[0.4 億円]) (農林水産省) 【62】

②JAS 規格の戦略的な制定・活用等による農林水産分野における標準化の推進 (P37)

- 1) 本年 6 月に、JAS 規格の対象の拡大等を行う「農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、新たな JAS 規格の制定を順次行うとともに、規格の制定・活用の方法等について全国説明会の開催等による普及啓発を実施。(0.9 億円[0.45 億円]) (農林水産省) 【69】

③スマート農業の推進のための知財戦略 (P37)

- 1) スマート農業の推進のための研究開発・導入実証に向けた事業を実施。(内閣府戦略的イノベーション創造プログラム予算:平成 30 年度配分額未定 [27.5 億円の内数])
また、AI 等を活用し、未経験者が短期間で熟練農業者のノウハウを身に付けられるシステムを各地域において実証中。(農林水産省) 【73】
- 2) 異なる農業 ICT システムでの連携、共有すべきデータの標準化、公的データ(気象、土壌等)や民間データ(地図、農地情報等)のオープン化や提供等について関係府省の協力の下、大学や民間企業等を中心に様々なデータを共有・活用できる「農業データ連携基盤」のプロトタイプを平成 29 年中に立ち上げる。(内閣府戦略的イノベーション創造プログラム予算:平成 30 年度配分額未定 [27.5 億円の内数])、(0.1 億円[0.1 億円]) (農林水産省) 【74】
- 3) 農業分野における知的財産(ノウハウ等)の保護・活用の在り方に関する勉強会を設置し、農業現場におけるノウハウ等の管理・保護に関する実態を調査。その結果に基づき、農業分野のノウハウ等の知的財産としての価値や重要性の普及・啓発を図るパンフレットを作成予定。(農林水産省) 【75】

④農林水産分野の研究開発における知財マネジメントの強化 (P38)

- 1) 『「知」の集積と活用場』において、民間企業にとってリスクのある商品化・事業化の基盤となる革新的な技術開発に対して、リスクを軽減するマッチングファンド方式による研究開発を支援。あわせて、契約・知的財産の取扱いに関する事例収集や、研究戦略・知財戦略の策定の支援を実施。(56.0 億円の内数[51.5 億円の内数]) (農林水産省) 【76】
- 2) 農林水産業等の競争力強化のための知財マネジメント推進のための「農林水産研究における知的財産に関する基本方針」(平成 28 年 2 月農林水産省策定)に基づき、農業・食品産業技術総合研究機構において、平成 28 年 12 月に「知的財産に関する基本方針」を策定し、研究者に対し当該基本方針の周知を行うとともに、知財マネジメントに関する研修を実施。(農林水産省) 【77】

2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進 (P39)

【「知的財産推進計画2017」の記述(概要)】

- 全国各地域において各地域の実情に即して、スピード感を持ってイノベーション創出を推進し、地域経済を活性化していくことが重要。そのため、中小・中堅企業やベンチャー企業が、知財への意識を高め、知財を積極的に活用していくことにより、イノベーション創出や地域産業の活性化に大きく寄与していくことを期待。また、地域金融機関が、資金供給に留まらず、外部機関等と連携を図りながら、地域経済の活性化を図っていくことを期待。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ①地方・中小企業による知財活用
 - ②産学・産産連携の推進

【関係府省の主な取り組み】

①地方・中小企業による知財活用 (P44)

- 1) 地域中小企業における知的財産の権利化・活用を促すため、「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月)に基づき、全国レベルで、知財に係る制度や支援施策の普及啓発活動を実施。地域レベルでは、知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携し、各地域の実情に応じた支援の取組を展開。(経済産業省)【81】
- 2) 近畿地方の中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の保護・活用を支援する「INPIT近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を大阪市に開設(平成29年7月)。知財に関する高度・専門的な支援、出張面接審査・テレビ面接審査の場の提供、高度検索用端末等を利用した産業財産権情報の提供、地方の関係機関との協働による各種セミナーの開催等を実施。(経済産業省)【81】
- 3) 中小企業の特許料減免手続の簡素化に向け、制度面及びシステム面からの対応を検討中。(経済産業省)【82】
- 4) 金融機関による、事業性評価に基づく企業価値向上に資するアドバイスとファイナンスの提供といった、金融仲介機能の発揮に係る取組みについて、企業側の認識・評価に関するアンケート調査の実施等により、金融機関に対する地域の中小企業等の評価について実態を把握し、そうした実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標も活用し、事業性評価に基づく融資や経営支援等の取組みがより一層進むよう、金融機関と深度ある対話を実施。(金融庁)【83】
- 5) 中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」して、地域金融機関からの融資や事業性評価につなげる包括的な取組として、知財ビジネス評価書の作成支援(年間約200件)、知財金融シンポジウムの開催(盛岡、金沢、広島、東京)等を実施予定。(1.6億円[1.3億円])(経済産業省、金融庁)【83】
- 6) 中小企業からのビジネス相談に潜在する知的財産に関するニーズを更に発掘していくため、よろず支援拠点の周知活動を強化するとともに、知財相談に対応できる人材を追加配置(平成29年8月末時点:14名)。(経済産業省)【85】

- 7) 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、「価格交渉事例集」等の周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。(公正取引委員会、経済産業省)【86】
- 8) 地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化。平成 29 年度には、広域の大学及び TL0 が連携し、中小企業や他地域の大学とのマッチングや事業化支援等の仕組み作りを行う事業など 24 件を採択。(2.0 億円[2.0 億円]) (経済産業省)【87】
- 9) 中小企業等の知財を活用した海外展開を促進することを目的に、(1)商談前の準備から商談機会創出までを連続的に支援する JETRO Innovation Program、(2)展示会を活用したマッチング支援事業、(3)地域団体商標海外展開支援を実施。(3.3 億円[2.7 億円]) (経済産業省)【89】
- 10) 外国出願支援事業として、JETRO と都道府県等中小企業支援センターを通じ、中小企業等の外国出願にかかる費用を助成。(6.3 億円[6.5 億円])。また、侵害対策支援事業として、JETRO を通じて、模倣品対策、防衛型侵害対策、冒認商標無効・取消係争の実施にかかる費用の一部を補助。(1.0 億円[0.9 億円]) (経済産業省)【92】
- 11) 特許庁の審査官・審判官が地域へ出向く「出張面接審査・審判」を中心とし、その活用促進のためのイベント等各種事業(セミナー形式等)を併せて実施(平成 29 年度は全国 14 都市で開催)することで、知財制度や支援策等の効果的な普及啓発を図る「巡回特許庁」を各地で開催。(1.5 億円[0.9 億円]) (経済産業省)【95】